

# 高須輪中土地改良区だより

No.32 令和 7 年 6 月 1 7 日  
発行 高 須 輪 中 土 地 改 良 区  
岐阜県海津市海津町馬目 515 番地 1  
TEL 0584-53-0003 FAX 0584-53-3383



理 事 長 あ い さ つ

令和7年4月1日現在

森 正 弘

初夏の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は当土地改良区の管理・運営並びに各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において、令和7年度までに土地改良区の理事に占める女性の割合を10%に引き上げるなどの成果目標が設定されたことを受けまして、第32回通常総代会において役員定数を14名から16名へ変更し理事定数の内2名は組合員でない者とする。また理事定数が16名に増えたことにより土地改良法第18条第5項の規定により理事定数の内、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者の人数を9名から10名への変更と 組合員でない者2名は女性とすると定款の一部改正及び定款付属書役員選任規程の一部改正の議決を頂きました。

本年度の国の農業農村整備事業の予算につきましては、国家予算の厳しい状況の中、対前年比100.2%の増額となりました。令和7年度予算額は、3,331億円、農山漁村・地域交付金と合わせると総額4,464億円です。令和6年度補正予算を含めると6,500億円です。平成22年度民主党政権下では2,689億円と60%以上減額されましたが、平成25年度から12年間で平成21年度の水準にまで戻りました。しかしながら当初予算でも同等規模を確保できないと計画的な事業を立案することができませんので、今後も国に対し当初予算増額確保を強く要望していかねばならないと考えております。

平成29年度から取り組んでいます県営特定農業用管水路等特別対策事業（石綿管の布設替）は、総延長3.4Kmほどあります。令和3年度までに、土倉、福江地区で施工し5,978.5m、事業費6億9千2百万円ほどで完了しました。令和4年度の施工はなし。令和5年度に蛇池南部地区として県にて調査設計業務を終え令和6年度は、事業費3千5十万8千円で近藤建設（株）が受注、施工延長1.43mを令和7年3月17日に完了しました。令和6年度末の進捗率は14.7%でした。令和7年度の計画は事業費4千5百万円で施工延長2.10mを予定しております。残りの地区についても順次施工の申請を行うこととしておりますが、申請を行うには海津市のご協力が必要で引き続き市への要望活動を強くお願いして行きたいと考えております。

次に、県営農業基盤整備促進事業 暗渠排水は、内記地区にて17.9ha の再整備工事を事業費3千6百40万6千7百円で（株）渡辺組が受注、工事完了し内記地区は全て完了しました。また、令和6年度に海津中部地区（鹿野・札野）の詳細設計業務を事業費5百18万3千2百円で（株）ユニオンが受注し工期6月14日から令和7年3月14日に業務を終えました。令和7年度の計画は、事業費5千5百万円で施工面積24.1ha を予定しております。また、担い手からの新規要望や再整備要望につきましても、順次施行申請を行う予定としております。

次に、県営かんがい排水事業の令和6年度は、中江東揚水機場の事業採択後、調査設計業務を事業費5百45万6千円で（株）朝日土質設計コンサルタントが受注し、工期9月13日から令和7年3月14日に業務を終えました。令和7年度の計画は、事業費1千5百万円で小ポンプ1基の更新等を予定しております。

次に、県営湛水防除事業 福江油島地区について、事業計画策定業務を NTC コンサルタンツ（株）が受注し、令和5年8月14日から令和7年1月31日まで業務を行いました。令和5年度から調査を始め、令和6年度へ予算を繰越して事業費1千9万9千9百円にて業務を終えました。令和7年度の計画は事業費1千万円で県の審議会、委員会審議資料策定業務を行って頂く予定としております。また、事業採択に必要な事業受益地の組合員の同意をお願いし、その後県への事業申請を経て、令和8年度には工事に着手する予定にしております。

令和7年度予算は3月21日開催の通常総代会で対前年度第3次補正予算比5.2%増の4億9千9百万円をご承認頂きました。この予算の内容ですが、当初予算は前年当初と比べては増額予算ですが、この増額は西小藪排水機場の落雷による災害復旧事業等による繰越と国営応急対策事業の負担金の償還が元利均等払いになり、また県営事業負担金も事業費増に伴う増額予算を編成したものです。今年度の送水開始時から10件の本線漏水が発生し緊急に対応しております。今後も老朽化している施設の整備や突発的な故障の補修等について、県営事業等の高率補助事業で対応していくように努めると共に、事務の合理化・効率化を図り、経費節減に努めて参ります。

次に、准組合員の賦課金負担につきまして、令和元年度より、担い手である30の営農組織に准組合員として加入して頂きました。そして賦課金の増額分2千円をこの准組合員と個人の担い手でご負担いただいております。本年度の総加入面積は、昨年度より17.4ha

増え、1,930.2ha と地区水田の約7割以上にご加入いただいている状況です。

一方、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域への活動の支援を目的に、平成19年度に水田活用の直接支払交付金 多面的機能支払交付金 が創設されました。この事業の推進の為に、平成29年4月3日に27組織で高須輪中保全広域組織が発足しました。その後、加入組織が増加しましたが、令和6年度は者結地区が再加入され45組織で活動を行っております。今後、地区全体で取り組んでいき土地改良施設の長寿命化を図っていきたいと考えております。また未加入の地域につきましては引き続き参加協力をお願いしていきたいと考えております。

今年も4月10日頃からあきたこまちの田植えが始まりましたが、4月19日までの許可水量は、新大江揚水機場0.6m³/s、勝賀揚水機場0.35m³/s で運用していますが、周期的な降雨の助けもあり無事に送水ができました。有限である農業用水の適切な管理のため、需要と供給のバランスを取るためにやむを得ずポンプを間断運転しております。利水調整規程に定められた配水ブロック（勝賀、新大江、中江揚水機場、取水ブロックの耕作者代表「9名」）会議を2月14日に開催し、意見徴収して用排水管理委員会、理事会の承認して頂いたブロックローテーションによる運転休止揚水機場一覧表を確認いただき、お間違いのないようお願いします。また、担い手の皆様には、農業用水の取水実態にあった作付け体系の検討・調整をお願い申し上げます。

田植えが済んだ田での水管理で水路、畦畔または角落としから漏水が見受けられます。これは畦畔の大きな崩壊につながる恐れがあります。また、ここ数年夏季の高温が予想されますので水不足も心配されています。貴重な用水を大切に使用して頂くためにも今一度、水路を見廻り、畦畔の穴、角落とし周辺の隙間の閉塞、角落とし板の高さ調整をして保水にご協力願います。

土地改良区が抱える課題は数多くありますが、国や県、地元海津市のご支援のもと役員、総代の皆様方のご理解ご協力を頂き、堅実な管理運営をしていかなければならないと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げるとともに、土地改良区の管理、運営に今後も格別のお力添えを賜りますことをお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

## 第 32 回 通 常 総 代 会 の 報 告 に つ い て

令和7年3月21日開催の通常総代会で、次の各議案が審議可決されました。

- 第 1号議案 高須輪中土地改良区 定款の一部改正の議決について
- 第 2号議案 定款付属書 役員選任規程の一部改正の議決について
- 第 3号議案 令和6年度一般会計補正予算繰越明許費の議決について
- 第 4号議案 令和6年度一般会計収支補正予算(第三次)の議決について
- 第 5号議案 令和7年度一般会計収支予算の議決について
- 第 6号議案 令和7年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 第 7号議案 令和7年度農地転用決済金の議決について
- 第 8号議案 令和7年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第 9号議案 令和7年度金銭預入先金融機関の議決について

## 令和 7 年 度 当 初 予 算 に つ い て

一般会計 499,000千円

単位:千円

| 収 入             |         | 支 出                   |         |
|-----------------|---------|-----------------------|---------|
| 款               | 予 算 額   | 款                     | 予 算 額   |
| 土 地 改 良 事 業 収 入 | 149,504 | 土 地 改 良 事 業 費 支 出     | 359,841 |
| 附 帯 事 業 収 入     | 9,238   | 附 帯 事 業 費 支 出         | 1       |
| 基 本 財 産 運 用 収 入 | 40,882  | 一 般 管 理 費 支 出         | 99,355  |
| 特 定 資 産 運 用 収 入 | 2,699   | 土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出 | 12,101  |
| 補 助 金 等 収 入     | 125,470 | 借 入 金 返 済 支 出         | 2       |
| 交 付 金 収 入       | 52,697  | 支 払 利 息               | 2       |
| 寄 附 金 収 入       | 440     | 固 定 資 産 取 得 支 出       | 2       |
| 業 務 委 託 料 収 入   | 10,587  | 基 本 財 産 積 立 支 出       | 21,954  |
| 雑 収 入           | 383     | 特 定 資 産 積 立 支 出       | 4,201   |
| 借 入 金 収 入       | 1       | 雑 支 出                 | 30      |
| 基 本 財 産 取 崩 収 入 | 105,596 | 予 備 費                 | 1,511   |
| 特 定 資 産 取 崩 収 入 | 1,502   |                       |         |
| 繰 越 金           | 1       |                       |         |
| 計               | 499,000 | 計                     | 499,000 |

※ 収入支出差引残金なし

(裏面に続く)

## 令和 7 年 度 賦 課 金 及 び 決 済 金 に つ い て

令和 7 年度賦課金及び決済賦課金は、第 32 回通常総代会で下記の通り決定しました。

### ① 賦 課 金 (1,000 m<sup>2</sup>当たり)

| 賦課基準  | 賦課地積の基準日                                                               | 令和 7 年 4 月 1 日                   |
|-------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 経常賦課金 | 田(1) 5,500 円 畑(1) 1,650 円 畑(2) 550 円 大樽川堤以北の地域 田(2) 1,830 円 畑(3) 550 円 | 納期限 前期分 令和7年6月30日 後期分 令和7年12月 1日 |

### ② 農地転用決済金 (1,000 m<sup>2</sup>当たり)

田(1) 270,000円 田(2) 90,000円 畑(1) 81,000円 畑(2) 27,000円 畑(3) 27,000円

#### ◆賦課金について

- 用水利用の有無に関わらず高須輪中土地改良区区域内の農地に賦課金がかかります。
- 農地を異動した場合旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務(土地改良法第 42 条)が生じますので、納め忘れがないようにご注意下さい。
- 賦課基準は毎年 4 月 1 日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

#### ◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

下記の場合は、土地改良法第 43 条により変更通知をしていただくことになっております。当土地改良区の総務課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。

- 組合員が死亡した場合
- 組合員が農地の喪失又は取得した場合(農地の異動、売却、譲与等)
- 農業者年金の受給による経営移譲の場合

#### ◆農地に異動があったときは、当土地改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

#### ◆農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

- 決済賦課金は、今後の維持管理費について区域内農地が減少しても、用水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。
- 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。
- 農地転用等により地区除外されるときは、農地転用等の通知を土地改良区に提出し意見書の交付を受けて下さい。尚、公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地についても決済金が賦課されますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、決済金を含めて価格交渉をされるようお願いいたします。
- 農地転用決済金は、高須輪中土地改良区地区除外等処理規程による意見書等を交付するときに、その金額を徴収します。尚、県営土地改良事業施行地区で、事業完了後8年(工事完了の日の属する年度の翌年度から起算)を経過していない農地につきましては、決済金とは別に事業補助金返還金が必要になります。これについても意見書の交付と同時に、概算金を徴収し返還金が確定次第精算いたします。
- 農家住宅、分家住宅及び農業用施設については減免措置がありますので農地転用の手続きをする場合は、事前に事務局にご相談して下さい。

※一定の条件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。

□ 詳しくは、**税務署の資産課税(担当)部門**にお尋ねください。

## 賦 課 金 に 関 す る お 知 ら せ

#### ●納付できる場所(口座振替契約のされていない方)

高須輪中土地改良区事務所 ・ 大垣共立銀行海津支店 ・ 西美濃農業協同組合海津中支店

尚、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。

#### ●預金口座振替の契約をされている方は、納期日に指定された金融機関の預金口座から振替されます。

(通知書に記載する預金口座振替の番号は、個人情報保護のため下3桁を \* \* \* で表示しております)

#### ●口座振替契約のできる取扱金融機関

大垣共立銀行 ・ 西美濃農業協同組合 ・ ぎふ農業協同組合 ・ 桑名三重信用金庫 ・ 大垣西濃信用金庫 ・ 十六銀行 の本支店

尚、上記の金融機関で賦課金の預金口座振替の申し込みをしていただきますと手数料はかかりません。

#### ●預金口座振替のお申込み

当土地改良区で用意しております「預貯金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。

※ 賦課金等についてのお問い合わせは直接当土地改良区総務課までお願いします。

## 令和 5 年 度 決 算 に つ い て (令和 6 年 9 月 18 日第 32 回臨時総代会で承認)

一般会計

単位:円

| 収                 | 入           | 支                             | 出           |
|-------------------|-------------|-------------------------------|-------------|
| 款                 | 決 算 額       | 款                             | 決 算 額       |
| 土 地 改 良 事 業 収 入   | 149,289,800 | 土 地 改 良 事 業 費 支 出             | 233,473,340 |
| 附 帯 事 業 収 入       | 7,215,637   | 附 帯 事 業 費 支 出                 | 0           |
| 基 本 財 産 運 用 収 入   | 44,055,265  | 一 般 管 理 費 支 出                 | 74,539,241  |
| 特 定 資 産 運 用 収 入   | 2,721,787   | 土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出         | 424,780     |
| 補 助 金 等 収 入       | 86,550,110  | 借 入 金 返 済 支 出                 | 0           |
| 交 付 金 収 入         | 23,842,500  | 支 払 利 息                       | 0           |
| 寄 附 金 収 入         | 464,890     | 固 定 資 産 取 得 支 出               | 0           |
| 業 務 受 託 料 収 入     | 10,712,816  | 基 本 財 産 積 立 支 出               | 22,945,753  |
| 雑 収 入             | 7,566,996   | 特 定 資 産 積 立 支 出               | 5,689,050   |
| 借 入 金 収 入         | 0           | 雑 支 出                         | 0           |
| 基 本 財 産 取 崩 収 入   | 20,000,000  | 予 備 費                         | 0           |
| 特 定 資 産 取 崩 収 入   | 1,500,000   |                               |             |
| ( A ) 当 期 収 入 合 計 | 353,919,801 | ( C ) 当 期 支 出 合 計             | 337,072,164 |
| 前 期 繰 越 収 支 差 額   | 57,177,843  | ( A ) - ( C ) 当 期 収 支 差 額     | 16,847,637  |
| ( B ) 収 入 合 計     | 411,097,644 | ( B ) - ( C ) 次 期 繰 越 収 支 差 額 | 74,025,480  |

収入支出差引残金 74,025,480 円は、次年度へ繰越

※保有債券の状況 令和 6 年 3 月 31 日現在 基本財産積立金他 東京都公募公債他5債券 額面計 3,830,000,000 円

購入価格計 3,364,064,200 円、時価評価額計 3,232,691,600 円です。

## 令和 7 年 度 用 水 計 画 に つ い て

### 1. 運転日及び運転時間

※灌漑用水時期の運転休止日を 21 年度より変更しております。

|       | 用 水 時 期            | 運 転 時 間            | 運 転 日                                                                                                                                                   |
|-------|--------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事前通水  | 3 月 29 日～ 3 月 31 日 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 | 苗場、代掻き用水は、毎日運転します。灌漑用水は、火曜日・土曜日の週2日間を休止日としその他の日は運転します。なお、雨天の場合は降雨量、大雨予報等で判断し運転を中止又は一時休止する場合があります。また、機械操作の都合上、30 分程度の時間のずれが生じる場合がありますのでご理解下さるようお願いいたします。 |
| 苗場用水  | 4 月 1 日～ 4 月 9 日   | 午前 8 時～午後 5 時      |                                                                                                                                                         |
| 代掻き用水 | 4 月 10 日～ 5 月 31 日 | 午前 6 時半～午後 6 時     |                                                                                                                                                         |
| 灌漑用水  | 6 月 1 日～ 7 月 21 日  | 午前 8 時～午後 6 時      | 7 月 22 日～9 月 9 日の午後 5 時以降は畑作のみの利用となりますので、水田のハルヒを閉めるよう皆様のご協力をお願いします。                                                                                     |
|       | 7 月 22 日～ 8 月 16 日 | 午前 8 時～午後 7 時      |                                                                                                                                                         |
|       | 8 月 17 日～ 8 月 31 日 | 午前 8 時～午後 6 時半     |                                                                                                                                                         |
|       | 9 月 1 日～ 9 月 30 日  | 午前 8 時～午後 6 時      |                                                                                                                                                         |
|       | 10 月 1 日～10 月 10 日 | 午前 8 時～午後 6 時      | ※下記記載の5機場が対象となります。                                                                                                                                      |

※ 勝賀・野寺・須脇・蛇池・松山中島加圧揚水機場は 4 月 10 日～10 月 10 日の運転となります。

◎7 月 22 日～9 月 30 日の期間は、ブロックローテーションによる運転休止日を設けて休止日が違いますので、ホームページの用水計画下段の **カレンダー** を参照してください。

### 2. 故障・修理等の連絡先

運転日は、日、祝祭日(土曜日は除く)でも管理センターに職員がおりますのでご連絡下さるようお願いいたします。

土地改良区電話 Tel 0584-53-0003(代)

土地改良区携帯電話 Tel 090-7042-1591

Tel 090-2342-4765

※電気料金高騰に伴うポンプ運転方法の見直しについて

電気料金高騰により節電・節水への取り組みが必要となっております。営農状況や気象状況に応じた効率的なポンプ運転に御協力をお願いします。

- ① 運転時間の時間短縮「4月10日～5月31日の代掻き用水時間終了を30分短縮しました。」
- ② 気象状況や用水需要等に応じたきめ細やかな運転管理「大雨や連続した降雨が見込まれる場合及びその後の状況によるポンプの停止」

## ホームページ開設の案内

水土里ネット高須輪中では、ホームページを開設しております。トピックスを始めとし、用水計画、土地改良区の申請手続き関係様式など最新データを一覧いただけます。 <http://www.takasuwayu.or.jp>